

建設分野技能実習に関する事業協議会

日 時：平成30年3月26日（月）10：30～11：25

場 所：合同庁舎2号館低層棟共用会議室2B

1. 議題

- (1) 外国人技能実習制度の現状、課題等
- (2) 建設分野における技能実習の実態
- (3) 意見交換

2. 議事内容

- (1) 各資料について、厚生労働省、法務省、外国人技能実習機構、国土交通省、(一社)日本建設業連合会より、説明。
- (2) 説明後、出席者から下記のような意見があった。

<資料7(一社)日本建設業連合会説明資料)の補足について>

○厚生労働省

- ・資料7「職種が限定されており、より広範囲な技能修得ができない」との記載について、新しい技能実習制度では、既存の職種の範囲内で、複数職種による申請が可能と補足。

○法務省

- ・資料7「在留カードがくるまでの期間が長く」との記載について、新しい技能実習制度において、技能実習機構から技能実習計画の認定を受ければ、2号への移行はスムーズになることを補足。

<外国人受入れ制度の今後について>

○日本建設インテリア事業協同組合連合会

- ・5年終わった者が、母国に帰った後に、また熟練工として日本に戻ってくる等、今後の外国人受入れ制度について、分かる範囲で、ご教授頂きたい。

→(法務省回答)

- ・先般、総理から「専門的・技術的分野な外国人の受入れ制度の在り方について、検討を進める必要がある」との発言もあり、制度改正の検討を開始しているところ。

以 上